

原子力発第07141号
平成19年 9月28日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤 百樹

発電用原子炉施設における運転上の制限の逸脱時の報告先及び報告事項に
関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業に
つきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、発電用原子炉施設における運転上の制限の逸脱時の報告先及び報告事
項に関する国からの指示について、経済産業省原子力安全・保安院から平成
19年9月28日付けで別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10
条第4項に基づきご報告いたします。

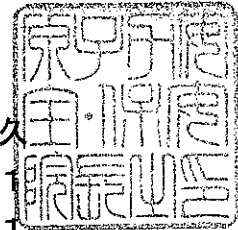
敬 具

経済産業省

平成 19・08・16 原院第 7 号
平成 19 年 9 月 28 日

四国電力株式会社
取締役社長 常盤 百樹 殿

原子力安全・保安院長 薦田 康久
NISA-166a-07-01
NISA-326a-07-01



発電用原子炉施設における運転上の制限の逸脱時の報告先及び報告事項について(指示)

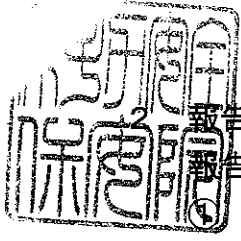
平成 19 年 9 月 30 日より、改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和 53 年通商産業省令第 77 号)第 12 条第 9 号及び改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(平成 12 年総理府令第 122 号)第 31 条第 6 号の規定により、原子炉設置者は、運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに経済産業大臣に報告することが求められることになるところ、報告に際しては、下記の要領にて実施することとしてください。

なお、当院としては、当分の間、原子炉設置者からの運転上の制限の逸脱に係る報告を受けた場合は、直ちに原子力保安検査官による立入検査を行い、原子炉設置者が運転上の制限の逸脱後に実施し、又は実施することとしている措置に立ち会い又はその記録を確認することがありますのであらかじめご承知置きください。

記

1. 報告先について

原子炉設置者は、原子炉施設において運転上の制限を逸脱する事象が発生した場合には、直ちに、当該原子炉施設を担当する原子力保安検査官事務所の電話又は原子力保安検査官の携帯電話に架電し、2. に規定する事項を報告する。



報告事項について

報告事項は次のとおりとする。

① 原子炉施設の名称及び号機

② 運転状況

(7) BWRの場合においては、運転中、起動中、高温停止中、冷温停止中又は燃料交換中の区別に応じた運転状況

(4) PWRの場合においては、モード1からモード6まで又は全燃料取出中の区別に応じた運転状況

(5) FBRの場合においては、運転中、起動中、停止中、冷温停止中又は燃料交換中の区別に応じた運転状況

③ 運転上の制限を逸脱した日及び時間

④ 運転上の制限を逸脱した機器の名称

⑤ 運転上の制限を逸脱した事象の内容

⑥ 運転上の制限の逸脱後に実施し、又は実施することとしている措置の内容